

各事業所様

松江地区安全運転管理者協会会長

「歩行者を交通事故から守る事業所運動」の実施について（お願い）

昨年の県内の交通情勢は、発生件数及び負傷者数は、いずれも前年より減少しましたが、死者数は17人と前年の9人より大きく増加しております。

前年の交通事故の発生状況を見ますと、死者の約半数が歩行者と依然として歩行者が関与する事故が多い状況であり、その7割以上が夜間において発生している状況であります。また、重傷交通事故においても、約3割を歩行者が占めていることから、歩行者を交通事故から守る対策について重点的に取り組む必要があるとされております。

そのため、令和4年度から「こども・高齢者を交通事故から守る事業所運動」について取り組んできましたが、本県の交通死亡事故等重大交通事故の発生状況を鑑みれば、歩行者対策が最重要課題であり、歩行者の安全の確保が喫緊の課題とされております。

このことにつきましては、島根県警察本部交通部長様から島根県安全運転管理者協会会長に依頼があったところであり、同協会長から、今年度からは「歩行者を交通事故から守る事業所運動」として取り組む旨の依頼がありました。

当地区におきましては、この運動の趣旨に従い、別添のとおり島根県安全運転管理者協会の要領に準拠した「歩行者を交通事故から守る事業所運動実施要領」を定め、実施することとしましたので、各事業所におかれましては、それぞれの活動実態に応じ積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

歩行者を交通事故から守る事業所運動実施要領

1 目的

各事業所が社会貢献活動の一環として、それぞれの活動実態に応じた安全運転に関するテーマを定め、こども・高齢者をはじめとした「歩行者を交通事故から守る」対策を展開するほか、島根県警察から提供される交通安全情報を活用した安全教育を実践することにより、歩行者の交通事故防止を図るとともに、各事業所における安全運転意識の高揚につなげること。

2 実施対象及び方法

(1) 実施対象

松江地区安全運転管理者協会に加入する事業所

(2) 方法

年度の各四半期（①4月～6月、②7月～9月、③10月～12月、④1月～3月）ごとにテーマを掲げて、より効果的な活動を行ってください。

3 テーマの選定

別表を参考に、各地区の交通情勢を考慮した上で、各事業所ごとに活動範囲及び活動時間帯を定め、実施可能なテーマを選定してください。

4 報告

実施した内容は四半期ごとに、別記様式（こども・高齢者を交通事故から守る事業所運動推進状況報告）により、メール又はFAX（24-8782）で報告をお願いします。

実施期間（3か月単位）	報告期限
第1四半期（4月～6月実施分）	令和8年7月10日（金）
第2四半期（7月～9月実施分）	令和8年10月13日（火）
第3四半期（10月～12月実施分）	令和9年1月15日（金）
第4四半期（1月～3月実施分）	令和9年4月12日（月）

※ 記載例

① 推進状況

- ・〇月〇日～朝礼時に、「歩行者を交通事故から守る事業所運動」の趣旨と実施要領について周知・指導を行った。
- ・〇月〇日～〇〇において、社員〇名が、歩行者、自転車利用者に対する街頭指導を行い、交通マナーの周知とマナー向上を図った。
- ・〇月〇日～「しまねドライブコンテスト2026」の参加者を取りまとめ、〇チーム〇名が応募した。

② 効果、反省事項等

- ・職員一人一人の安全運転に対する意識が高まった。
- ・交通事故・違反が無くなった。

別表（3関係）

種別	テーマ（活動名）	テーマ（活動）の内容
運転時以外の安全活動（加害者とならないために歩行者に安全行動を促す活動）	街頭における一声アドバイス活動	事業所周辺等において、登下校中のこども、高齢歩行者、自転車利用者等へ安全行動のためのワンポイントアドバイス、チラシ、反射材の配布等を行う。
	道路横断者への声掛け活動	横断歩道利用時や、横断時には、必ず手を上げて横断する意志を車等の運転者にアピールしてアイコンタクトを取るよう呼び掛ける。
	夕暮れ時から夜間の反射材着用促進活動	事業所周辺を歩行することも・高齢者をはじめとする歩行者に対し、夕暮れ時から夜間における反射材の着用を促すとともに反射材の配布を行う。
	訪問先でのワンポイントアドバイス活動	営業等で高齢者宅等を訪問したときに、安全行動のためのワンポイントアドバイスやチラシ、反射材などの啓発物品の配布を行う。
運転時の安全活動	危険歩行者一声アドバイス活動（危険歩行者への思いやりコール運動）	危険な歩行者を発見した場合に、声掛けを行い、安全行動を促すとともに、警察、民生委員等へも通報する。
	早めのライト点灯・上向きライト励行運動	日没の30分前や早朝、雨天時にはライトの点灯を励行し、対向車がないときなどは、原則上向きのライトでの走行を実践する。
	歩行者等の側方通過時の間隔確保運動	こども、高齢者をはじめとする歩行者の側方を通過するときは、十分な間隔をとり、減速するなど歩行者に優しいおもいやり運転に努める。
	横断歩道・交差点スピードダウン運動	横断歩道や交差点を通過するときは、スピードダウンし、左右をよく確認して、歩行者がいないかどうか安全確認を徹底する。
	スピードダウン・エコドライブ運動	道路環境や天候・時間帯に応じてスピードダウンし、交通事故の未然防止を図るとともに、エコドライブを実践し、環境や人（歩行者）に優しい運転に心掛ける。
	飲酒運転の根絶	「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という、飲酒運転根絶に向けた環境づくりを推進する。

別記様式（4 関係）

歩行者を交通事故から守る事業所運動推進状況報告

（ 月～ 月分）

事業所名 (安管番号)	(NO.)
テーマ	

推 進 状 況

効果、反省事項等